別記第１号様式（第５－１、６－１、21－１関係）

番　　号
年　月　日

北海道知事　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

（事業実施主体名）

○○年度新規就農者誘致環境整備事業実施計画の承認（変更）申請について

新規就農者誘致環境整備事業補助金交付事務取扱要領（令和４年６月９日付け技普第427号農政部長通知）第５－１に基づき、実施計画の承認（変更）を申請します。

注１　新規就農者誘致環境整備事業補助金交付事務取扱要領第５－１に定める提出様式を添付すること。
注２　事業実施計画を変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更後が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載し、変更後を下段に記載すること。

別記第２号様式（第５－２関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（事業実施主体名）　　様

北海道知事
（　　総合振興局長（振興局長））

○○年度新規就農者誘致環境整備事業実施計画の（変更の）承認について

○○年○月○日付け○○○で（変更の）申請のあった実施計画について、新規就農者誘致環境整備事業補助金交付事務取扱要領（令和４年６月９日付け技普第427号農政部長通知）第５－２に基づき、事業を実施するに当たり適当と認められるので、当該計画（の変更）を承認します。

（　　部　　課　　係）

別記第３号様式（第７－１関係）

番　　号
年　月　日

北海道知事　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

（事業実施主体名）

○○年度新規就農者誘致環境整備事業交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
３　当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

別添

事業内容	事業費	うち国費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理　由

注　事業費のうち国費欄については、事業計画の提出時の金額を記入すること。

別記第４号様式（第８－１関係）

年度　　補 助 金 等 交 付 申 請 書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

住所
申請者
氏名　（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の事業（事務）に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業（事務）の目的及びその概要

２　事業（事務）の着手及び完了の予定期日
　　着手　　年　　月　　日
　　完了　　年　　月　　日

３　補助金等交付申請額　金　　円

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

別記第５号様式（第８－１関係）

事 業 計 画 （ 実 績 ） 書

設 立 年 月 日	
申 請 者 の 営 む 主 な 事 業	
補 助 事 業 等 の 内 容	
補 助 事 業 等 の 実施による効果（成 果 ）	
備 考	

注　１　補助事業等の内容は、詳細に記載すること。

２　補助金等の交付を受けようとする者が法人以外の団体の場合にあっては、その運営の状況を「備考」欄に記載すること。

３　事業主体が地方公共団体であるときは、「設立年月日」及び「申請者の営む主な事業」欄は削除して使用すること。

４　「補助事業等の実施による効果（成果）」欄は、具体的な数値を用いるなど詳細かつ具体的に記載することとし、交付申請の場合は補助事業の実施による効果を、実績報告の場合は補助事業の実施による成果を記載すること。

別記第６号様式（第８－１関係）

補助金等交付申請額算出調書

区　分	補助事業等に要する経費			補助対象経費	補助基準により算出した額	補　助基本額	補助率	補助金等交付申請額	備　　考
	単価	数量	金額						
	円		円	円	円	円		円	
合　計									

注　１　「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。

２　「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」、「数量」欄が不用のときは斜線で抹消すること。

３　「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち、補助の対象となる部分に係る経費の額を記載すること。

４　「補助基準により算出した額」欄には、補助基準（額）が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。

５　「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載すること。

６　定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

別記第７号様式（第８－１関係）

経　費　の　配　分　調　書

区　　分	補助事業等に要する経　費	負　担　区　分					備　　考
		道費補助（申請）額	自　己負担額	道費補助金以外の補助金等の　額	寄附金	その他	
	円	円	円	円	円	円	
合　　計							

注　１　「区分」欄には、経費名又は細分された事業（事務）名を記載すること。

２　「負担区分」欄中「その他」の欄には、当該補助事業等に要する経費を支弁するための財源として、「道費補助（申請）額」欄、「自己負担額」欄、「道費補助金以外の補助金等」欄又は「寄附金」欄に記載すべき収入金以外の収入金があるときは、その額を記載し、かつ、その収入金の内容を「備考」欄に記載すること。

３　「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。

４　「負担区分」欄を「道費補助（申請）額、自己負担額、道費補助金以外の補助金等、寄附金、その他」以外に細分する必要がある場合は、適宜欄を追加して使用すること。

別記第８号様式（第８－１関係）

事　　業　　予　　算　　書

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

収入の部

科目				金額	備考
款	項	目	節		
				円	

支出の部

科目				金額	備考
款	項	目	節		
				円	

上記のとおり議決されていることを証明します。

年　　月　　日

○○市（町村）長（氏　　名）

注　１　この様式には、当該補助事業等に係る予算のみを記載すること。

２　当該補助事業等に係る予算が議決されていない場合は、この様式中「上記のとおり議決されていることを証明します。」を「上記のとおり予算案を提出することを確約します。」に改めて使用すること。

３　補助事業者等が市町村である場合は、「収入の部」には当該補助事業等に係る特定財源（道費補助金、国庫支出金、地方債等）のみを記載し、備考欄に予算の区分（一般会計又は特別会計）を記載すること。

４　「科目」欄の区分は、標準を示したものであるので補助事業等における通常の予算区分がこれと異なるときは、その区分に従い記載して差し支えない。

５　市町村以外の者がこの様式を使用する場合は、この様式中「○○市（町村）長（氏名）」を訂正して使用すること。

６　「備考」欄には、必要に応じ、算出基礎その他必要な事項を記載すること。

別記第９号様式（第８－１関係）

資　金　収　支　計　画　書　　（単位　千円）

区分	科目＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	計	備考
収入																
	計															
支出																
	計															
収支差額	当月分															
	累　計															

注　１　この計画書は、補助事業等に係る月別収支計画について作成すること。ただし、申請者が地方公共団体である場合、当該補助事業等が実績で申請すべきこととされているものである場合及び当該補助事業等の内容が建設工事である場合については、この計画書の作成を要しないものとする。

２　当該補助事業等の実施のために借り入れた金額がある場合は、「科目」欄に「借入金」と記載し、かつ、借り入れた月に当該借入金の額を表示すること。

別記第10号様式（第８－１関係）

電子交付申出書兼メールアドレス確認書

電子交付サービスを利用して道からの通知について電子により交付を受けたいので申し出ます。
通知の受取に使用するメールアドレスは、次のとおりです。

１　対象文書

２　受取担当者

所　　属	
役　　職	
氏　　名	
メールアドレス	

北海道知事　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

年　月　日

住　　所
法　人　名（個人の場合は、氏名）
代表者氏名
担当者氏名・連絡先

※この様式は、申請等の際に、道の担当者まで提出してください。
※「noreply@gmosign.com」の差出人名から、メールが届きます。
※本様式は例示であり、電子交付の同意及び相手方が指定する電子メールアドレスが確認出来るものであれば、他の様式でも支障ありません。
※メールアドレスについては、事前にメールでの連絡があった場合は、当該送信元のメールアドレスと突合するなど、誤送付がないよう注意してください。

別記第11号様式（第８－２関係）

納 税 対 応 状 況 申 出 書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

事業実施主体名
（団体等名及び代表者氏名）

納税対応（予定）				該当項目
１　免税事業者				
２　簡易課税制度適用者				
３　一般事業者				
	（１）課税売上割合９５％以上			
	（２）課税売上割合９５％未満			
		ア　一括比例配分方式		
		イ　個別対応方式		
			（ア）課税売上対応	
			（イ）共通売上対応	
			（ウ）非課税売上対応	
４　公共法人等で特定収入割合５％を			超える	
			以　下	

注１　この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に３及び４に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（３のうち(２)のイの(ウ)以外の者を除く。）すること。
２　１又は２に該当する者は、３及び４の記載は不要。
３　１又は２に該当する以外の者が４の「特定収入割合５％以下」の場合は、３の該当事項にも記載すること。

別記第12号様式（第９－１関係）

（記号）第　　号指令

（事業実施主体名）

年　　月　　日申請の新規就農者誘致環境整備事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金　　円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年　　月　　日

北海道知事
（　　総合振興局長（振興局長））

１　この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	事業内容	金　額	金　額	
新規就農者誘致環境整備事業		円	円	年　月　日
合　計				

２　北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、新規就農者総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）、地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和８年１月 23 日付け７経営第2081号農林水産事務次官依命通知）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、新規就農者誘致環境整備事業補助金交付事務取扱要領（令和４年６月９日付け技普第427号農政部長通知。以下「事務取扱要領」という。）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

３　次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。

（１）補助事業の内容の変更

ア　事業内容の新設又は廃止

イ　補助対象経費の30％を超える増又は補助金額の増

ウ　補助対象経費又は補助金額の30％を超える減

４　補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。

５　補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その指示を受けなければなりません。

６　補助事業の遂行の状況については、事務取扱要領第16で定める期日までに事業遂行状況報告書を作成し、知事（総合振興局長等）しなければなりません。また、道の職員による調査を受けたとき

は、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

7　この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

8　前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

9　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

10　事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができますが、あらかじめ、その理由、選定方法等を知事（総合振興局長（振興局長）に報告しなければなりません。

11　前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。

12　補助事業に係る建設工事の完成及び機械器具の導入が完了したときは、速やかに補助事業に係るしゅん功届または機械導入完了報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。

13　補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の４月５日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。

14　補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

15　補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

　また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であってもその状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月30日までに知事（総合振興局長（振興局長））に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

16　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

17　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

18　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従物並びに機械及び器具にあっては、１件当たりの取得価格が50万円以上のものに限る。）を、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合、「減価

償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については期間の定めなく。以下「処分制限期間」という。）を経過した場合はこの限りではありません。

または、補助事業を行うに当たって、当該財産を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなします。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(2)本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

19　前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。

20　前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産前項の財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

21　補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、当該事業に要した経費とそれ以外の経費とを区分することができるよう整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

22　補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を遅滞なく知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その指示を受けなければなりません。

23　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 補助事業に関して不正に他の補助金（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

24　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

25　補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

26　第６項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると

認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

27　この補助金の交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事（総合振興局長（振興局長））の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはなりません。

（　　部　　課　　係）

別記第13－１号様式（第９－１関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（事業実施主体名）　　様

北海道知事
（　　総合振興局長（振興局長））

補助金の交付の決定について（通知）

年　　月　　申請の新規就農者誘致環境整備事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

１　この補助金は、申請により概算払をしますので、補助金等概算払申請書を提出してください。

２　留意事項

（１）補助金の額の確定の審査に当たっては、事業実施に伴う経費の支払先に対し、支出負担行為担当者（（総合）振興局産業振興部農務課）が直接事実確認をする場合があります。

（２）補助金の支出に当たっては、出納機関（（総合）振興局総務課）が現地に出向いて実地に調査を行い、収支・契約関連書類や成果の確認をする場合があります。

（　　部　　課　　係）

注　概算払以外に通知する事項がある場合には、記以下に適宜通知事項を記載し、適宜変更して使用すること。

別記第13－２号様式（第９－２関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（事業実施主体名）　　様

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

補助金の不交付の決定について（通知）

年　　月　　日申請の新規就農者誘致環境整備事業に係る補助金については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

（　　部　　課　　係）

別記第34号様式（第21－３関係）

○○年度新規就農者誘致環境整備事業消費税仕入控除税額報告書

番　　号
年　　月　　日

北海道知事　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

（事業実施主体名）

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金の交付決定を受けた新規就農者誘致環境整備事業について、新規就農者誘致環境整備事業補助金交付事務取扱要領令和４年６月９日付け技普第427号農政部長通知）第21の３の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１　補助金の額の確定額　　金　　円
２　補助金の確定時における消費税等仕入控除税額　　金　　円
３　消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
　　金　　円
４　要補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない協議会等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の受付済みのもの）
・消費税確定申告書付表２「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（別紙１及び人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合を確認できる資料

５　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔　　〕

（注）　消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔　　〕

（注）　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない協議会等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の受付済みのもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる書類
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受付済みのもの）
・２割特例の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における「税額控除に係る経過措置の適用（２割特例）」を選択した消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）
・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注１　押印する場合は、本件責任者等の記載を要しないこと。

別記第34号様式 別紙１

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

事業実施主体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	課税売上割合95％以上		個別対応方式		一括比例配分方式	課税売上割合	％

区　分	補助対象経費 ①	①の内訳 課税対象 ②	①の内訳 非課税	②のうち消費税等相当額 ③	③の内訳 課税売上対応 ④	③の内訳 共通売上対応 ⑤	③の内訳 非課税売上対応	仕入控除税額 ⑥	補助率 ⑧	補助金に係る消費税等仕入控除税額 ⑦×⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円	％	円
計								⑦		

注１　「③の内訳」欄については、課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

２　「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

(1) 課税売上高が５億円以下、かつ課税売上割合が95％以上の事業者の場合・・・③＝⑥

(2) 課税売上高が５億円超え、又は課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④＋［⑤×（課税売上割合）］

(3) 課税売上高が５億円超え、又は課税売上割合が95％未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×（課税売上割合）

別記第14号様式（第10－１関係）

年度補助金等交付申請取下書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

住所

補助事業者等
氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の事業（事務）に関して、　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けましたが、次の理由によりその交付申請を取り下げます。

（取下げの理由）

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注　１　この様式は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服がある場合において、当該交付申請を取り下げるときに使用すること。

２　この様式には、取下げの理由の参考となる事項を記載した書類を添付すること。

別記第15号様式（第11－１関係）

年度補助事業等変更承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

住所
補助事業者等
氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業（事務）について、その計画を次の理由により変更したいので関係書類を添えて申請します。

１　補助金等交付決定額　　金　　円

２　変更後の補助金等申請額　　金　　円

３　変更の理由

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注　１　この様式は、補助事業等の内容の変更、補助事業等に要する経費の配分の変更等の承認申請の場合に使用すること。

２　「　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

３　この様式に添付する関係書類は、交付申請の際の関係書類の様式によるものとし、変更後の計画（変更されない部分を含む。）を上段に、変更前の計画を下段に括弧書きで記載して、変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。

なお、記載事項に変更がない関係書類については、添付を省略し、その旨を付記することとして差し支えないものとする。

別記第16－１号様式（第11－２関係）

（記号）第　　号指令

（事業実施主体名）

年　　月　　日申請の新規就農者誘致環境整備事業に係る計画の変更については、これを承認します。ただし、次の事項を承知してください。

年　　月　　日

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

この承認の内容は、　　年　　月　　日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

（　　部　　課　　係）

注１　この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。
　２　この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

別記第16－２号様式（第11－２関係）

（記号）第　　号指令

（事業実施主体名）

年　　月　　日申請の新規就農者誘致環境整備事業に係る計画の変更を承認し、年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の補助金「金　　円」を「金　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年　　月　　日

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

１　この承認の内容は、　　年　　月　　日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
２　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	変更前				変更後			
	補助対象経費		補助金の額	完了期限	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	事業内容	金額	金額		事業内容	金額	金額	
新規就農者誘致環境整備事業		円	円	年月日		円	円	年月日
	合計				合計			

（　　部　　課　　係）

注１　この様式は、補助金の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。
２　第２項の表示は、次によること。
(1)補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
(2)変更の内容は、変更前と変更後とを対照できるように記載すること。
３　この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

別記第17号様式（第12－１関係）

年度補助事業等中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

住所
補助事業者等
氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業（事務）について、次の理由によりその執行を中止（廃止）したいので申請します。

（中止又は廃止の理由）

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注　１　この様式は、補助金等の交付の決定を受けた事業又は事務を中止し、又は廃止しようとする場合に使用すること。

２　「　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

３　この様式には、申請時点における当該補助事業等の進ちょく状況（廃止の場合を除く。）その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

別記第18号様式（第12－２関係）

（記号）第　　号指令

（事業実施主体名）

年　　月　　日申請に係る新規就農者誘致環境整備事業の中止（廃止）については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

年　　月　　日

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

（　　部　　課　　係）

注１　中止又は廃止を承認する場合は、〔　〕書の箇所を削除すること。
　２　中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔　〕書によることとし、記として不承認の理由を記載すること。

別記第19号様式（第13－１関係）

年度補助事業等執行遅延（不能）報告書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

住所
補助事業者等
氏名　（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業（事務）について、次の理由により予定の期間内に完了する見込みがない（その遂行が困難となった）ので報告しますから指示をお願いします。

（遅延又は遂行困難の理由）

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注　１　この様式は、補助金等の交付の決定を受けた事業又は事務の執行が遅延し、又は困難となった場合に使用すること。

２　「　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

３　この様式には、報告時点における当該補助事業等の進ちょく状況その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

別記第20号様式（第13－１及び第16－１関係）

年度新規就農者誘致環境整備事業遂行状況報告書

（記号）第　　号
年　　月　　日

北海道知事　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

（事業実施主体名）

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた新規就農者誘致環境整備事業に係る遂行状況について、次のとおり報告します。

記

１　事業遂行状況（第　　・四半期末現在）

事業内容	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年　月　日までに完了したもの		年　月　日以降に実施するもの		
		出来高事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

２　事業開始年月日　　年　　月　　日

３　事業完了予定年月日　　年　　月　　日

注１　「出来高事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
２　補助事業等執行遅延（不能）報告書に添付する場合には、標題及び記以下の事項以外の部分を削除して使用すること。
３　添付書類については、根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

別記第21号様式（第13－２関係）

（記号）第　　号指令

（事業実施主体名）

年　　月　　日提出のあった補助事業等遅延遂行報告書に基づき、新規就農者誘致環境整備事業の執行を次のとおり指示します。

年　　月　　日

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

１　事業完了期限を　　年　　月　　日とします。
２　補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を知事（総合振興局長（振興局長））に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

（　　部　　課　　係）

別記第22－１号様式（第14－１、第17－４及び第22－２関係）

（記号）第　　号達

（事業実施主体名）

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令による新規就農者誘致環境整備事業に係る補助金の交付の決定を次のとおり取り消します。

年　　月　　日

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

１　取消しの内容
２　取消しの理由

（　　部　　課　　係）

注　この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

別記第22－２号様式（第14－１、第17－４及び第22－２関係）

（記号）第　　号達

（事業実施主体名）

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令による新規就農者誘致環境整備事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金　金　　円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年　　月　　日

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

１　取消しの内容
２　取消しの理由
３　返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により納付すること。
４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（　　部　　課　　係）

注１　この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。
　２　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第22－３号様式（第14－１、第17－４及び第22－２関係）

（記号）第　　号達

（事業実施主体名）

年　月　日付け（記号）第　　号指令による新規就農者誘致環境整備事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金　　円」を「金　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年　月　日

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

１　取消しの内容
２　取消しの理由
３　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	変更前				変更後			
	補助対象経費		補助金の額	完了期限	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	事業内容	金額	金額		事業内容	金額	金額	
新規就農者誘致環境整備事業		円	円	年月日		円	円	年月日
	合計				合計			

（　　部　　課　　係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。
２　第３項の表示は、次によること。
(1)補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
(2)変更の内容は、変更前と変更後とを対照できるように記載すること。
３　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
４　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

別記第22－４号様式（第14－１、第17－４及び第22－２関係）

（記号）第　　号達

（事業実施主体名）

年　月　日付け（記号）第　　号指令による新規就農者誘致環境整備事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金　金　　円の返還を命じるとともに、補助金「金　　円」を「金　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年　月　日

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

１　取消しの内容
２　取消しの理由
３　返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により納付すること。
４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。
５　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	変更前				変更後			
	補助対象経費		補助金の額	完了期限	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	事業内容	金額	金額		事業内容	金額	金額	
新規就農者誘致環境整備事業		円	円	年月日		円	円	年月日
	合計				合計			

（　　部　　課　　係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合（ただし、額の確定後は除く。）に使用すること。
２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
４　第５項に関し、補助事業等の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、変更に応じ、交付決定の内容及び変更の内容を記載すること。
５　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第22－５号様式（第14－１-（２）関係）

（記号）第　　号達

（事業実施主体名）

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令による新規就農者誘致環境整備事業に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとおり変更します。

年　　月　　日

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

１　削除事項
（１）
（２）
２　追加事項
（１）
（２）

（　　部　　課　　係）

注　この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に使用すること。

別記第23号様式（第15－１関係）

補 助 金 等 概 算 払 申 請 書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

住所
補助事業者等
氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で交付の決定を受けた上記の事業（事務）に係る補助金等について、概算払を受けたいので申請します。

記

１　補助金等交付決定額　　金　　円
２　既に概算払を受けた額　　金　　円
３　今回概算払申請額　　金　　円
４　申請の理由
５　口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	支店名	口　座　番　号
		普通 当座

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注　１　「　年　月　日付け（記号）第　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
２　「５口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号」欄については、口座振替払を希望する場合に記載すること。
３　建設工事に要する経費に係る補助金等の場合にあっては、申請額の算出の基礎を記載した書類（でき形検査調書等）を添付すること。

別記第24－１号様式（第15－２関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（事業実施主体）　　様

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

補助金の概算払について

年　　月　　日申請に基づき新規就農者誘致環境整備事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

１　概算払をする時期　　月　　日頃
２　概算払をする額　　金　　円

（　　部　　課　　係）

別記第24－２号様式（第15－３関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（事業実施主体）　　様

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

補助金の概算払について（通知）

年　　月　　日申請に基づき、新規就農者誘致環境整備事業に係る補助金については、次の理由により概算払をしないことと決定したので通知します。

記

補助金の概算払をしない理由

（　　部　　課　　係）

別記第25－１号様式（第17－１関係）

（記号）第　　号達

（事業実施主体名）

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の補助金にかかる新規就農者誘致環境整備事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行することを命じます。

年　　月　　日

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

（　　部　　課　　係）

別記第25－２号様式（第17－２関係）

（記号）第　　号達

（事業実施主体名）

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の補助金にかかる新規就農者誘致環境整備事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、当該事業の遂行を停止し、次によりその是正措置を講ずることを命じます。

年　　月　　日

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

１　講ずべき是正措置は、次のとおりです。
（１）
（２）
２　是正措置は、　　年　　月　　日までに完了させること。
３　是正措置が完了したときは、直ちに、その旨を知事（総合振興局長（振興局長））に報告すること。
４　この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

（　　部　　課　　係）

注　講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。

別記第25－３号様式（第17－３関係）

（記号）第　　号達

（事業実施主体名）

年　　月　　日付け（記号）第　　号達で命じた新規就農者誘致環境整備事業の遂行の停止を解除します。

年　　月　　日

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

（　　部　　課　　係）

別記第26号様式（第19－１関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

（事業実施主体名）

○○年度新規就農者誘致環境整備事業の施行方法等について

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金の交付の決定を受けた新規就農者誘致環境整備事業について、施行方法等を次のとおり報告します。

記

対象機械等名 対象設備等名	
施行方法	□　請負施行 □　代行施行
契約方式	□　指名競争入札による契約 □　随意契約 （入札又は契約予定年月日　　年　　月　　日）
上記の契約方式を選択した理由	（一般競争入札に付し難く、指名競争入札による契約又は随意契約によらざるを得ない理由を記載する。）
指名競争入札における指名基準	（指名基準、指名方法等について記載する。）

（施行方法、契約方式の欄は、該当する項目の□にチェックを入れること。）

別記第27号様式（第19－３関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

（事業実施主体名）

年度新規就農者誘致環境整備事業入札結果報告・着手届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着手を届け出ます。

記

対象機械・設備等名の契約名		
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・ 代行施行における競争見積・随意契約	
入札執行年月日	年　　月　　日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）		円
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名(契約業者名)		
契約価格（税込）		円
契約年月日	年　　月　　日	
着手場所		

入札結果等の公表方法	
備　考	年　　月　　日付け○○第○○○号　交付決定通知

（注）１　「施行方法」欄及び「入札方法」欄は、該当するものを○で囲む。
２　「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
３　「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
４　不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
５　「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
６　「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
７　交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。
８　本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。また、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」（平成27年１月28日付け２６経第１２５８号農林水産省大臣官房長通知）に基づき、競争入札等に参加しようとする者に参考様式を例として申立書の提出を求め、これを添付すること。
９　事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

別記第28号様式（第20－１関係）

補助事業に係るしゅん功届

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

（事業実施主体名）

事業名　　○○年度新規就農者誘致環境整備事業

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記事業について、下記のとおり工事が完了しましたので、届け出ます。

記

事業種類	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費（円）	
建築場所	
工事開始日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
○○法	
しゅん功検査年月日 （または予定日）	
引き渡し年月日 （または予定日）	
請負等業者	
工事監理者	

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注１　「　　年　　月　　日付け（記号）第　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
２　請負人等からの完了届の写しを添付すること。

別記第29号様式（第20－１関係）

補助事業に係る機械導入等完了報告書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

（事業実施主体名）

事業名　　○○年度新規就農者誘致環境整備事業

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金の交付決定を受けた上記事業に係る機械器具の導入が、　　年　　月　　日完了したので届け出ます。

記

１　機械器具・設備の導入状況

機械器具・設備の名称	
規格・型式等	
購入価格（円）	
購入年月日	
機械器具・設備の納入者	
確認又は検査の年月日	
確認者又は検査員の氏名	

以上

注１　「　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

２　機械器具の導入については、次によること。
- 同じ種類の機械を同時に数台導入した場合であっても、機械ごとにこの様式を作成し提出すること。
- 「機械の納入者」欄には、事業実施主体に機械を売り渡した者を記載すること。
- 「確認又は検査の年月日」及び「確認者又は検査員の氏名」欄は、事業実施主体において確認又は検査を行った場合に記載すること。

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

別記第30号様式（第20－２関係）

補助事業等に係る建設工事完成検査調書

事 業 名　　新規就農者誘致環境整備事業

工 事 目 的 物 の 名 称

着 工　　年　　月　　日・完 成　　年　　月　　日

補 助 事 業 者 名

事 業 実 施 主 体 名

上記の建設工事は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件のとおり完成したことを認めます。

年　　月　　日

所　属
検査員
職氏名

注　検査の結果不合格の場合は、本文を「上記の建設工事は、検査の結果、次の理由により不合格と認めます。」と書き換えた上、その不合格の理由をこの様式の下方に詳細に記載すること。

別記第31号様式（第21－１関係）

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

住所
補助事業者等　　（法人の場合は、法人の
氏名　　名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業（事務）は、　　年　　月　　日完了したので、関係書類を添えて報告します。

口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	支店名	口　座　番　号
		普通 当座

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注　１　「　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

２　「口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号」欄については、口座振替払を希望する場合に記載すること。

３　補助事業等の期間が２年度以上にわたる場合で、道の会計年度が終了したときに使用する場合は、この様式中「完了」とあるのを「執行」と訂正して使用すること。

別記第32号様式（第21－１関係）

補　助　金　等　精　算　書

区分	計画				実施				補助率	補助金等の交付の決定		補助金等精算額	補助金等領収済額	補助金等精算額に対する領収未済額（L－M）	補助事業等に係る経費の債務確定額			不用額（K－L）	備考
	補助事業等に要する経費	補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額	補助事業等に要した経費	補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額		年月日番号	金額				支払済額	支払未済額	計		
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計																			

注　１　「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。

２　「計画」欄には、申請の際の額（変更の承認（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。

３　「補助金等の交付の決定」欄中「年月日番号」欄には当初の交付決定の年月日、番号を記載し、「金額」欄には交付決定額（変更（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。

４　「補助金等精算額」欄には、実施に係る補助基本額(H)に補助率(Ｉ)を乗じて得た額を記載すること。ただし、補助金等の算出が他の方法によっている場合は、その方法により算出した額を記載し、かつ、「備考」欄にその算出方法を明記すること。

５　定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

６　「補助事業等に係る経費の債務確定額」欄中「支払済額」欄には、間接補助事業等の場合にあっては補助事業者等が間接補助事業者等に交付する補助金等の支払済額を記載すること。

別記第33号様式（第21－１関係）

事　　業　　精　　算　　書

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

収入の部

科目				予算額		精算額	内訳		備考
款	項	目	節	当初	更正後の額		収入済額	収入未済額	
				円	円	円	円	円	

支出の部

科目				予算額		精算額	内訳		不用額	備考
款	項	目	節	当初	更正後の額		支出済額	支出未済額		
				円	円	円	円	円	円	

上記のとおり精算したことを証明します。

年　　月　　日

○○市（町村）長　（氏　　名）

注　１　この様式には、当該補助事業等に要した経費のみを記載すること。

２　「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金等の交付を受けた者における通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。

３　「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者等の議決機関等における最終の更正後の額（予算の流用による更正後の額を含む。）を記載すること。

４　「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権又は債務が確定している額を記載し、かつ、債務者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。

５　補助事業者等が市町村である場合は、「収入の部」には当該補助事業等に係る特定財源のみを記載し、備考欄に予算の区分（一般会計又は特別会計）を記載すること。

６　「不用額」欄には、「更正後の額」（更正していない場合には、「当初」）欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。

７　市町村以外の者がこの様式を使用する場合は、この様式中「○○市（町村）長（氏名）」を訂正して使用すること。

別記第35号様式（第21－４関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（事業実施主体）　様

北海道知事
（　　総合振興局長（振興局長））

補助金の額の確定について（通知）

年　　月　　日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び実地検査）した結果、新規就農者誘致環境整備事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額　　金　　円

（　　部　　課　　係）

別記36号様式（第21－５関係）

（記号）第　　号達

（事業実施主体）

年　　月　　日付け（記号）第　　号で通知した新規就農者誘致環境整備事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金　金　　円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年　　月　　日

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

１　返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する返納通知書により納付すること。

２　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

（　　部　　課　　係）

注　この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第37号様式（第21－７関係）

補助金交付状況報告書

事業名　　新規就農者誘致環境整備事業

事業年度	事業実施主体	総事業費（補助対象経費）	補助金交付決定額	補助指令年月日	補助金の支出額	補助金支出年月日	実績報告年月日	補助金の額の確定額	確定年月日
		円 上段　計画 下段　実績	円 変更	 変更	円 概算 概算 精算 計			円	
		円 上段　計画 下段　実績	円 変更	 変更	円 概算 概算 精算 計			円	

別記第38－１号様式（第23関係）

財　産　管　理　台　帳

事業実施主体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地区名				地区	事業実施年度		令和　年度		新規就農者誘致環境整備事業										
事業区分	事業の内容						工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量		着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
										国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他					
									円	円	円	円	円					
	計																	
	計																	
	合　計																	

注１　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
　２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
　３　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
　４　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記第38－２号様式（第23関係）

財　産　管　理　台　帳

事業実施主体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

番号	名　　称	規格・機種	数量	単位	取　　得			処分制限期間（50万円以上の場合）		処分の状況			保管場所	備考
					単価	取得金額	年　月　日	耐用年数 年 月 日	処分制限 年 月 日	価格	処分の内容	年　月　日		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

注１　１件の取得価格が５０万円以上（消費税込み）の備品等の財産を取得した場合、処分制限期間の欄も記入するものとする。
２　処分制限期間には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。
３　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
４　処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
５　備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
６　この様式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記第39号様式（第25－１関係）

財　産　処　分　承　認　申　請　書

（記号）第　　号
年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

（事業実施主体名）

　　年度新規就農者誘致環境整備事業補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、新規就農者誘致環境整備事業補助金交付事務取扱要領第25の１の規定に基づき、次のとおり処分したいので、承認されたく申請する。

記

１　処分の理由
２　処分の方法（処分評価書又は見積価格を含む。）
３　処分財産の名称、型式、数量、耐用年数、取得年度、取得価格、補助金額及び補助率
４　現況の写真

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

別記第40号様式（第25－３関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（事業実施主体）　様

北海道知事　　印
（　　総合振興局長（振興局長））

財産処分の承認〔不承認〕について（通知）

年　　月　　日申請の新規就農者誘致環境整備事業の財産処分については、承認します〔次の理由により承認しません〕。ただし、次の事項を承知してください。

記

１　処分後、速やかに別紙２「財産処分報告書」を提出すること。
２　処分により収入のあった金額の　　パーセントに相当する額を別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により道に納付すること。

（　　部　　課　　係）

注１　財産処分を承認する場合は、〔　〕書の箇所を削除すること。
２　財産処分による収入の返還を要しない場合には、２を削除すること。
３　財産処分を承認しない場合は、本文中「承認」及び「承認します」の箇所を〔　〕書によることとし、ただし書以降を削り、不承認の理由を記載すること。

別紙２

財　産　処　分　報　告　書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

（事業実施主体名）

年　　月　　日付け（記号）第　　号で承認のあった財産を次のとおり処分したので報告します。

記

○　財産の処分状況

物　件　名	処 分 方 法	金　　額	処分年月日
		円	

注　処分に係る契約書の写しを添付すること。

別記第41号様式（第27-1関係）

年度新規就農者誘致環境整備事業実施状況報告書（事業実施後〇年目）

番　　号
年　月　日

北海道知事　様
（　　総合振興局長（振興局長）　様）

（事業実施主体名）
（代表者名）

新規就農者誘致環境整備事業補助金交付事務取扱要領（令和４年６月９日付け技普第427号農政部長通知）の第27の１の規定に基づき、事業実施報告を提出する。

注　新規就農者誘致環境整備事業にあっては総合対策実施要綱別記３の別紙様式第６号、新規就農者誘致環境整備（スマート農業導入就農型）にあっては支援対策実施要綱別記４の別紙様式第６号を添付すること。